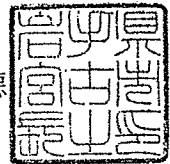


宮古市告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により宮古都市計画下水道を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年10月12日

宮古市長 山本正徳



1 都市計画の種類（名称）

都市施設（下水道）

2 都市計画を変更した土地の区域

宮古市千徳第14地割地内、千徳第15地割地内（別紙図面のとおり）

3 縦覧場所

宮古市役所都市整備部都市計画課（市役所都市整備部第二事務所）

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

宮古都市計画下水道の変更（宮古市決定）

都市計画宮古公共下水道「4 その他の施設」中宮古浄化センターを、次のように変更する。

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
宮古浄化センター	宮古市千徳第14地割地内 千徳第15地割地内	約61,450㎡

「区域は計画図表示のとおり」

理由

・宮古浄化センター付近において施行される三陸沿岸道路事業及び一般国道106号宮古盛岡横断道路事業等に伴い、宮古浄化センターの区域を本案のように変更するものである。

変更理由書

本計画変更は、宮古浄化センター付近において施行される三陸沿岸道路事業及び一般国道106号宮古盛岡横断道路事業及び同管理用施設の建設に伴い、敷地の提供を求められたため、宮古浄化センター区域の一部を廃止するものである。

なお、人口減少を踏まえた全体計画の見直しにより、当該区域に施設を建設する見込みが無い場合、この区域を廃止しても下水道事業には影響がないものである。

また、敷地内の市道部分を宮古浄化センター区域から除外し、区域精査により一部区域を追加するものである。